

税務 相談室



北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

海外渡航の費用

質問1

精神科の医師ですが、本年、アメリカで開催されたりハビリテーションに関する国際会議に出席しました。この会議出席のための費用は必要経費として認められるのでしょうか。

回答

海外渡航費は、その渡航が事業の遂行上直接必要である場合に限り、その必要な部分の金額が必要経費となります。

国際間の文化、技術の交流が盛んになるに伴い、海外に渡航する人も増えていますが、この海外渡航費が所得計算上の必要経費になるかどうかは、その渡航が事業の遂行上直接必要なものであるかどうかによります。

すなわち、事業主が海外旅行を行う場合に支出する費用は、旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等から総合的に判断して、その海外渡航が事業の遂行上直接必要なものである場合に限り、航空運賃等の交通費や宿泊代などに充てられた部分の金額が、所得計算上の必要経費になります。

なお、国際会議に参加するために支払う会費などは、その参加が事業の遂行上直接必要なものである場合には必要経費になりますが、家族への土産代や観光の費用などのように家事費に属するものは必要経費になりません。

ご質問の場合、精神科の医師の患者に対するリハビリテーションは、事業の遂行上密接な関係があると思われるので、そのための国際会議に出席する費用は必要経費になるものと認められます。

質問2

国内で外科を開業していますが、私のこれまでの経験を買われ、特別な手術を行うため、請われて南米に行ってきました。ちょうど、スペイン語を学んでいた長女を通訳として連れて行きましたが、会話が未熟なため役に立たず、仕事は現地の通訳によって済ませました。このような場合の渡航費用は、長女の方も含めて必要経費にできるのでしょうか。

回答

長女に係る旅費は家事上の費用に該当し、必要経費とはなりません。

海外渡航費についても、国内旅行と同様、業務の遂行上必要なものは必要経費に算入されることとなりますが、ご質問のように事業主が親族などを同伴して海外渡航した場合には、原則として、その同伴者の費用は家事上の経費となり、必要経費に算入することはできません。

しかし、海外渡航の目的を遂行するためには、外国語に堪能な人や高度な専門的知識を有する人を必要とするような場合で、使用人のうち適任者がいないため自分の親族、または臨時に委託した人を同伴するなど、その同伴が事業主の渡航目的を達成するために必要なものと認められるときは必要経費に算入することができます。

したがって、長女が通訳としてあなたの仕事の手助けができる場合には、その同伴のために要した渡航費用を必要経費に算入することができます。しかし、ご質問の場合には長女の語学能力が不十分なため現地で新たに通訳を雇ったとのことですので、このような場合の同伴は「通訳」としてより、あなたの「娘」という立場であるとみるのが自然であると考えられます。そうしますと、長女に係る渡航費用は家事上の経費に該当することになりますので必要経費に算入することはできないものと思われます。